

介護予防センター元町 お知らせ

2010. 8. 24

1. 8月すこやか倶楽部・転倒予防教室の報告
9月すこやか倶楽部・転倒予防教室のお知らせ
8月のすこやか倶楽部はお休みでした。

8月の転倒予防教室はお休みでした。

9月のすこやか倶楽部はバス外出

「道の駅 マオイの丘」に行きます。

日/場 9月7日(火) 午後1時集合 元町北27条会館

9月8日(水) 午後1時集合 元町北東会館

9月9日(木) 午後1時集合 元町中央会館

帰り：各会館下車 午後4時00分の予定です

9月の転倒予防教室は「体操・運動トレーニング」です。

9月 4日(土) 慈徳ハイツ 1階デイルーム

2. 報 告

消費者被害相談情報 札幌市消費者センター 相談専門電話728-2121

景品をくれると言われ、契約をしたけれど・・・

ひとり暮らしの90才の男性宅に新聞セールスタッフがたびたび訪れます。

「今回は、2ヶ月後から6ヶ月分だけでいいから…」と言われて、景品を差し出された。断ることに疲れて「仕方ないなあ」と3日前に契約したが、読まないで解約したいと相談が入りました。

このケースはクーリング・オフが可能です。また※①再勧誘の禁止②適正範囲を超える景品などの問題も考えられます。

札幌市消費者センター（728-2121）にご相談ください。

《平成21年特定商取引法の改正より》

※再勧誘の禁止

訪問販売では販売の勧誘を受けるかどうか、業者は相手に事前の意志確認を行う必要がありますが、断られた後に再度同じ商品の勧誘を行うと**法律違反**です。